

野辺地町農業委員会の農業委員及び 農地利用最適化推進委員の候補者募集要領

平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)の選出方法が公選制から町長の任命制に変更になりました。また、現場活動を中心に担う農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)を新たに委嘱することになりました。

これにより農業委員候補者については町長が、推進委員候補者については農業委員会が、農業者や農業関係団体その他関係者などに推薦を求めるとともに、一般的な募集(公募)によりこれらの委員を決定しなければならないことになりました。

つきましては、それぞれの候補者を次のとおり募集します。なお、推薦を受け又は応募していただいても必ず候補者に確定するとは限りませんのでご了承ください。また、国の方針として農業委員の3割を女性委員がなることが推奨されております。(野辺地町の場合:農業委員の定数9名×0.3[30%]=2.7名≒3名となります)

1 募集対象及び人員

○農業委員候補者 9人

○推進委員候補者 7人(担当する区域があり、次の表のとおりです。)

区域名	地区	定数
城内・川目・馬門	浜町、新道、金沢町、下袋町、中袋町、上袋町、本町、新町、城内、八幡町、下町1区、下町2区、鳴沢、松ノ木平、駅前、えぼし、枇杷野、琵琶野、川目、馬門1区、馬門2区	4人
木明・有戸	木明、有戸、目ノ越	3人

2 応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する方には資格がありません。

1)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

2)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

加えて、推進委員候補者については、野辺地町に住所を有する者であって、野辺地町の職員でない者。ただし、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第三項に定める特別職に属する職員を除く。

3 任期

○農業委員 令和8年7月20日から令和11年7月19日

○推進委員 農業委員会が委嘱後から令和11年7月19日

※いずれも再任されることを妨げません。

4 主な職務

○農業委員

農地の権利移動等に係る申請地の現地確認、農地の権利移動等の申請の審査・許可決定等のための会議に出席、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の利用集積、新規就農

の支援、農地中間管理機構との連携活動、その他農業委員会が必要とする活動

○推進委員

担当する区域において、農業委員会の委員と連携し次のような活動に従事していただきます。

農地の権利移動等に係る申請地の現地確認、遊休農地の発生防止、解消に向けた農地パトロール、農業者の意向確認などの調査員活動、農地中間管理機構と連携した農地の出し手・受け手の掘り起こし活動、その他農業委員会が必要とする活動

5 義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様です。

6 報酬

○農業委員 月額13,700円(会長は30,000円)

○推進委員 月額10,000円

※農地利用の最適化に向けた活動及び成果に応じて能率給も支給されます。

※現地調査や会議出席の際には、町条例に基づき交通費が支給されます。

7 募集期間

令和8年2月10日(火)～令和8年3月9日(月)必着

持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

土日祝祭日は、除きます。

※応募の状況は、令和8年2月下旬から随時、野辺地町ホームページで公表します。

8 応募方法

自薦または他薦とします。

自薦の場合は、「野辺地町農業委員会委員[農地利用最適化推進委員]候補者応募書(様式第3号)」に必要事項を明記し、提出してください。

他薦の場合は、農業者が組織する団体その他の関係者(以下「法人又は団体」という。)による推薦と農業者個人による推薦の2通りがあります。

「法人又は団体」とは、規約又は定款があり代表者が定められている者をいいます。「野辺地町農業委員会委員[農地利用最適化推進委員]候補者推薦書(法人又は団体による推薦)(様式第1号)」に必要事項を明記し提出してください。

農業者個人による推薦の場合は、町内に住所を有する農業者3名以上の連名による推薦になります。推薦者の人数が2名以下の場合は、受理できません。

「野辺地町農業委員会委員[農地利用最適化推進委員]候補者推薦書(農業者個人による推薦)(様式第2号)」必要事項を明記し提出してください。

推進委員へ応募する場合は、上記応募書又は推薦書と併せて「野辺地町農業委員会の農地利用最適化推進委員推薦・応募者同意書(様式第4号)」に必要事項を明記し提出してください。

※他薦の推薦者は、複数名の候補者を推薦できるものとします。

9 応募用紙

野辺地町産業振興課に備え付けています。

野辺地町ホームページからダウンロードすることもできます。

10 提出方法と提出先

野辺地町産業振興課に、持参または郵送してください。

11 選考方法

提出していただいた応募書または推薦書の内容について、野辺地町農業委員会の委員候補者選考委員会あるいは野辺地町農地利用最適化推進委員選考委員会による審査を行います。

各選考委員会の報告を受け、町長若しくは農業委員会が候補者を決定します。

12 任命

上記 11 の選考方法により候補者となった者で、農業委員は令和8年6月に開会予定の野辺地町議会定例会において同意が得られた場合、町長が委員を任命します。推進委員は令和8年7月開催の農業委員会総会で決定後、農業委員会が委嘱します。

13 選考結果の通知

候補者以外の応募者への通知は行いません。

14 その他

- 提出された書類等は、選考のために使用し、それ以外の目的に使用しません。
- 提出された書類等は、理由の如何にかかわらず返却しません。
- 提出された書類等に、虚偽の記載があることが判明した場合は、委員就任後であっても任命を取り消す場合があります。
- 候補者になった場合及び任命された場合は、町議会に提案する議案書参考資料及び町広報紙に顔写真を掲載する場合がありますので、予めご了承ください。

15 問い合わせ先

野辺地町産業振興課

〒039-3131 野辺地町字野辺地123-1

 0175-64-2111(内線221)